平成２５年（フ）第５４号
群馬県前橋市北代田町756番地３　アンソレイユＢ―201号
債務者　上村　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
群馬県渋川市金井404番地２　真木島荘Ａ棟204号
債務者　福島　弥一
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
群馬県前橋市南橘町12番地１　Ｆ―151号
債務者　関　　潔
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川19番地13
債務者　五井　実香（旧姓川田・片倉）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
群馬県前橋市西大室町1653番地14
債務者　武藤　政美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
群馬県伊勢崎市中央町23番17号　大珠ビル２Ｆ
債務者　内山ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
千葉市美浜区真砂５丁目23番３棟208号
債務者　早川　康道
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
神奈川県小田原市本町４丁目５番58号　海香荘１Ｆ
債務者　濱　　裕之
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４２号
神奈川県南足柄市駒形新宿93番地１　パレス東原201、前住所神奈川県南足柄市生駒360番地
債務者　渡邉忠警男
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５５号
神奈川県厚木市関口469番地５　ライブコープ平井Ｆ―209
債務者　**難**波　義美
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０１号
静岡県駿東郡清水町徳倉1482番地の３
債務者　池ケ谷　智
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
三重県松阪市猟師町428番地116　コーポマエデ203
債務者　小林恵理香
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２０号
三重県松阪市上川町561番地４　県営住宅上川第２団地Ｐ４―408
債務者　信藤　淳子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２５８号
京都府向日市寺戸町飛龍７番地の３　コーポラス中村307号室
債務者　甲斐　憲彦
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
大分市仲西町２丁目５番27号　パレ・ドール高城408、住民票上の住所北九州市小倉南区湯川新町４丁目２番２―406号
債務者　池田　祥司
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目21番５号
債務者　ペリイラ　マルコ　アントニオ　ジアス
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２８号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目21番５号
債務者　金岡ルシアーネ
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
前橋地方裁判所太田支部